

下水道使用料体系の見直しに関するパブリックコメント

（ご意見）議事録を見た限りでは、既存計画の「未整備地域への投資」を前提にした試算により検討がなされているようです。地元からの要望があることや、減価償却費を織り込んでいることなどの説明はありますが、その理由は影響についての評価は資料でも見えません。未整備地域は不採算であることは明らかであり、それにも関わらず投資を行うのであれば、地方公営企業法第3条にかかる説明が必要かと思われます。また、もしこの整備をしなかった場合の料金設定への影響も審議会の論点となるべきだったのではないかと考えられます。一方では新たな赤字を作り続けながら、一方では、現在が赤字であるから値上げが必要という議論は不合理です。また、その赤字を補う負担の多くは、既存の整備地域や、今後とも整備が行われない地域の住民（一般会計からの法定外繰出の形で）にも課せられることになります。下水道がインフラであるとの立場からの意見もあるとは思いますが、下水道は浄化槽によって代替性を持っており、現に未整備地域が存在しているように、必須のインフラと言えるものではありません。未整備地域には浄化槽管理に必要なコストに対する補助などで対応することも可能でしょう。料金を値上げせざるを得ない経営環境の中で、さらに不採算の未整備地域に拡大する合理的な理由、また、整備を先送り・中止した場合の試算による料金改定への影響の評価について説明が必要ではないでしょうか。

（町の考え方）地方公営企業法第3条には「常に企業の経済性を発揮することと併せて、本来の目的である公共の福祉の増進するよう運営されなければならない」とあり、この法の趣旨に沿えば、投資の是非を判断するには「経済性」と「公共の福祉の増進」の両方を考慮する必要があります。企業会計に移行しましたので、より経済性に意識を向けて取り組むべきではありますが、下水道事業計画区域においては、事業の目的であります、生活環境の改善、公共用水域の保全などについて、公共の福祉増進の観点から、これまでどおり事業推進しなければならないと考えます。確かに人口が少ない地域については、人口が多い地域に比べ、経済性に係る投資効果は低くなりますが、個別の区域ではなく、下水道区域全体で経済性を検証していくとともに、投資の結果がもたらす将来性や地域のニーズも含めて、総合的に経済性と公共の福祉のバランスを検討し、判断したいと考えております。